

泉佐野市財務会計システム更改業務仕様書

1 業務名

泉佐野市財務会計システム更改業務委託

2 目的及び本仕様書の位置づけ

現在、泉佐野市（以下「市」という。）で稼働している財務会計システムが更改時期を迎えるため、令和9年度予算編成時期である令和8年9月までに新たな財務会計システム（以下「新財務会計システム」という。）を導入するものである。

本仕様書は、利用環境及び業務範囲、機能的又は技術的要件を示し、新財務会計システムに必要な仕様を定めるものである。単にシステムを更改するに止まらず、新財務会計システムは安定した品質の確保、システム構築における開発費用の低減及び開発期間の短縮、導入後の運用維持コストの低減と効率化等のメリットを最大限に享受できるシステムを導入することを目的とする。

3 利用環境の概要

（１） 市の組織等

（ア）組織構成

市行政機構図【別図１】参照

（イ）職員数

約 700 名

（２） 利用環境

（ア）システム構築

データセンターで提供するクラウド環境上にシステムを構築すること。

(イ) ネットワーク環境

総合行政ネットワーク（LGWAN）の通信速度は、100Mbps となっている。本庁と各公共施設間は通信事業者の VPN サービス（200Mbps ベストエフォート）を利用している。

(ウ) クライアント

現在利用している環境は以下のとおりである。ただし、Microsoft 社の Windows10 に対するサポート期限が停止されるのを受けて令和 7 年 12 月から令和 8 年 1 月にかけて Windows11 への端末更改が予定されている。今後、OS と同時にブラウザも最新の環境にアップデートされていく予定なので、その環境変化に対応すること。

OS：Windows 10（22H2）

ブラウザ：Edge、または Chrome

(3) 稼働時間等

原則として、24 時間 365 日のサービス提供が可能であること。ただし、以下の場合は、サービスが停止することを許容する。

(ア) 計画停止／定期保守

計画停止又は定期保守による停止を行う場合は、極力夜間など業務に支障のない時間帯に実施することとし、あらかじめ市と協議し、承認を得ること。

(イ) 障害による停止

障害によるサービス停止時は、停止後直ちに調査・復旧等の対応が開始されること。

4 調達範囲

(1) 導入対象業務

導入を重要とする対象業務は、次のとおりとする。

◇予算編成 ◇予算管理 ◇執行管理 ◇歳入管理 ◇歳出管理 ◇歳入歳出外管理

◇出納管理 ◇決算管理 ◇決算統計 ◇資金管理 ◇源泉徴収管理 ◇債権者管理

◇備品管理 ◇公有財産管理 ◇基金管理 ◇資金管理 ◇契約管理 ◇業者管理 ◇行政評価

◇事務事業評価 ◇施策評価 ◇実施事業管理

(2) 機能要件

詳細は、市作成の機能要件書に記載する機能要件を参照すること。また、市作成の機能要件書に記載事項を記入し、応募者保有の機能要件書と併せて提出すること。なお、応募者保有の機能要件書の内容については実装するものとし、その費用は本事業範囲に含むものとし、新規提案案件については具体的な金額（無償の場合はその旨）を明示すること

5 システム構成要件

(1) 構成要件

本システムは、クラウド型とし、以下を満たす構成とする。

- ・LGWAN-ASP としてサービス提供されること。
- ・パッケージ標準機能の最大限活用とし、基本的にカスタマイズは予定していない。契約期間中に施行される法改正等に関しては、受注者提供のパッケージシステムのバージョンアップや機能追加等により対処すること。その費用に関しては、本業務範囲に含めるものとする。
- ・電子的な承認フローを導入し、各承認者がシステム上で電子決裁を行うことができ、決裁に必要な書類を添付することができること。

6 セキュリティ要件

(1) 人的セキュリティ

- ・個人情報保護及びセキュリティ対策に関する方針を策定しており、従業員に対して教育を行っていること。再委託先を有する場合についても同等であること。

- ・本システム導入及び運用に伴うセキュリティポリシーについて、市と協議のうえ、定めること。

（２）機能的セキュリティ

- ・OS によるセキュリティ機能、データベースのセキュリティ機能の他、有用なセキュリティ対策を講じること。
- ・ユーザーによるパスワード変更をできないように制限でき、管理者がパスワード変更を行えること。
- ・ユーザー単位で操作権限を付与できること。
- ・個人情報、機密情報に関する情報漏えい対策がとられていること。
- ・データ保護のため、内部・外部の不正なアクセスを防ぐ手段を講じること。
- ・ウィルス対策を講じること。
- ・ユーザーによる操作ログが記録され、保存されること。
- ・データのバックアップについては、市の職員が操作することなく、データセンターで定期的かつ自動的に実施されること。

7 データ移行要件

- （１） 現行システムのデータを次期システムへ移行するに当たり必要となるデータは、市から CSV ファイル（現行システムのレイアウト）で渡すものとする。受託事業者は当該 CSV データを基に次期システムを構築すること。なお、データ移行の範囲は原則下記に示すものとし、下記以外のものについては、あらかじめ市と協議し実施するものとする。

令和９年度当初予算編成・執行から必要となる以下のデータを移行すること。

- ・令和８年度予算科目と予算額、および予算見積（積算）に関するデータ
- ・債権者データ及び付随する口座情報等（最新年度）
- ・令和８年度決算科目と決算額に関するデータ

- ・源泉徴収データ（令和 8 年 1 月～12 月の最新年）
- ・現行契約管理システムで管理する業者登録情報（最新年度）
- ・現行契約管理システムで管理する契約案件情報（最新年度）
- ・物品台帳データ及び公有財産台帳データ等（最新年度）

上記内容で移行困難な情報、データがある場合は事前に市へ申し出を行うこととし、必要に応じて条件から除外することを検討することとする。

- （2）データの滅失が生じないように実施すること。
- （3）移行計画書を作成し、スケジュールを提示したうえで、市と事業者の役割等を明確にし、進捗管理を行うこと。
- （4）動作確認テストを行うため、テスト計画書を作成すること。市と協議のうえ、機能ごとのチェックリストやテストデータを作成し、単体テスト、結合テスト、総合テストと段取りを経ながら、システム全体機能のテストを行うこと。また、市にて、本番環境及び実データを利用した仮運用を実施し、性能、運用、障害対応についての最終調整を行うこと。各テストの結果については、テスト結果報告書として、市に報告すること。

8 システム連携等

（1）外部システムとのデータ連携

人事給与システム、電子請求システムや会計伝票作成支援システム等との連携機能に関して、以下（ア）（イ）のいずれかの方法によるデータ連携により、自動で伝票作成等の処理を行うことができること。

（ア）インターネット間の WebAPI、又は外部システムから出力されるデータを取込むことによりシステム間連携ができること。

（イ）LGWAN に接続する外部システムが CSV や API を使ってデータのアップロード及びダウンロードができること。

(ウ) データレイアウトや予算科目等のコード体系は、原則として外部システムから提供を受けるものを財務会計システムの仕様に合わせた形で処理するものとする。

(エ) 上記の(ア)または(イ)によるデータ連携が困難である場合は事前に市へ申し出を行うこととし、必要に応じて条件から除外することを検討することとする。

9 システムの運用保守

本件システムの運用保守に当たり、次の業務を実施すること。

(1) 問い合わせ窓口設置及び業務

運用保守業務の実施にあたって、市管理部門の職員及び各課からの運用、保守に関する問い合わせを一元化して管理する問い合わせ窓口を設置すること。問い合わせ窓口の基本的な受付時間は、原則本庁開庁日の8時45分から17時15分対応とする。ただし、システムが利用できない状況になった場合は弾力的に対応すること。

また、市担当者からの問い合わせについて、受け付けた内容(受付日、連絡者、受付内容、対応状況等)をすべて整理すること。

(2) 障害対応業務

(ア) データセンターで障害が発生した場合は、速やかに市へ連絡を行うこと。

(イ) 市担当者からシステムが利用できない状況になった旨の連絡を受けた場合は、連絡を取りながら障害原因の切り分けを行い、復旧に向けた対応を行うこと。

(ウ) 保守人員派遣等が必要な障害発生時には、可能な限りシステム停止時間が発生しないサポート体制を整備すること。

(エ) 障害対応が完了した際には速やかに障害報告書を作成し、市に報告すること。

(3) 調整事項等対応業務

(ア) 調査検討依頼や仕様変更、作業依頼や操作に関する質問及びその他システムに係る調整事項等に関する連絡を受け付けること。

(イ) 問い合わせ窓口のみで対応できない場合については、担当の部署に振り分けを行うこと。

(ウ) 指定された期限までに、対応の結果を書面にて市に報告すること。

(4) 運用支援

運用支援に関する年間スケジュールを市と協議のうえ作成し、作成したスケジュールに基づいて運用支援業務を実施すること。

(5) SLA

LGWAN-ASP として提供される SLA を一覧にして提示すること。

(6) 定例会の開催

システム導入後、年4回程度、利用状況のレポート等の報告を定例会で行うこと。

(7) 次期システムへのデータ移行支援

新財務会計システムの後継となる次期システムへデータ資産を移行する際に、すべてのデータを CSV 形式で出力できること。

10 システム導入時の要求事項

(1) 通常期は約80台の同時接続(利用)であるが、繁忙期(年度当初、予算要求時など)は200台程度の同時接続(利用)が可能であること。

(2) クライアントへの業務アプリケーションの資源配布が不要であること。ただし、やむを得ない理由により必要となる場合は設定を行うこと。

(3) クライアント増によるライセンスの追加が発生しないこと。

(4) 一般職員向けの操作マニュアル及びシステム管理者向けのマニュアルを作成すること。

(5) 端末からシステムへのログイン情報は、別立ての AD サーバと連携した手法とすること。

11 稼働支援

(1) 導入時

システムを管理運用していくために、システム管理部門に向けての研修を行うこと。

(2) マニュアル等の作成

(ア) 財務会計システムの操作や管理運用に必要なマニュアルを作成し、納品すること。

(イ) マニュアルは、バージョンアップ等にあわせて改定していくこと。

(ウ) オンライン操作マニュアル

各機能の操作手順を示すマニュアルを作成し、システムにセットしてオンラインマニュアルとして提供すること。

(3) その他

(ア) 財務会計システムの円滑な導入に伴い、以下の項目について必要な人的支援を行うこと。

a. 令和 9 年度当初予算入力前に職員向け操作説明会を行う（令和 8 年 9 月頃）

b. 令和 9 年度当初予算執行前に職員向け操作説明会を行う（令和 9 年 3 月頃）

c. 財務会計システム等の市管理者向け操作説明会を行う（令和 8 年度 適宜）

1 2 業務期間

(ア) システム導入・構築・研修業務（令和 7～8 年度）

契約日から令和 9 年 3 月 31 日（検証は令和 9 年 1 月～3 月）

(イ) システム使用料及び運用保守（ソフトウェア保守含む）（令和 8 年度～令和 12 年度）

令和 8 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日

1 3 稼働期間

本件システムの稼働開始時期は以下のとおりとする。

(ア) 令和 9 年度当初予算入力

令和 8 年 1 0 月 1 日より

(イ) その他のシステム入力

令和 9 年 4 月 1 日より

1 4 事業実施にあたっての留意事項

(1) 本業務の実施により知りえた市の一切の情報については、本業務を遂行する目的でのみ使用し、外部に漏洩してはならない。本業務終了後も同様とする。

(2) 本業務の遂行状況について、定期的に市に報告を行うこと。

1 5 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとし、それぞれの成果品ごとに定める納品日までに市に納入すること。なお、成果品は全て市の帰属とし、受託者は市の許可なく成果品を第三者に公表または貸与してはならない。

成果品	納品日
(1) システム一式	
パッケージシステム一式	令和 8 年 9 月 3 0 日
(2) プロジェクト管理に関する納品物	
プロジェクト体制図	令和 8 年 3 月 3 1 日
マスタースケジュール (※)	令和 8 年 3 月 3 1 日及び令和 9 年 3 月 3 1 日
詳細スケジュール (※)	令和 8 年 3 月 3 1 日及び令和 9 年 3 月 3 1 日

(3) 打合せ・基本設計に関する納品物	
基本設計書	令和8年3月31日及び令和9年3月31日
議事録(※)	令和8年3月31日、令和9年3月31日、令和10年3月31日、令和11年3月31日、令和12年9月30日
(4) システム構築に関する納品物	
機能要件書	令和9年3月31日
機能仕様書	令和9年3月31日
(5) 環境設定・機器設置に関する納品物	
サーバ設計書、運用書	令和9年3月31日
(6) 研修に関する納品物	
研修資料・報告書	令和9年3月31日
(7) 業務完了報告	
構成図、設定一覧、移行データ一覧、 運用マニュアル	令和9年3月31日
(8) その他	
検討課題表(※)	令和8年3月31日及び令和9年3月31日

※当該年度分の成果品をそれぞれの納品日までに納入すること。

16 成果品検査

受託者は、成果品の納入の際に市の検査を受けるものとし、市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うこと。

17 委託料の支払い

市は、本業務の各年度の全ての成果品の納入（委託業務の完了）を確認した後、支払請求書を受理したときは、請求があった日から起算して30日以内に、年度毎に一括して委託料を支払うものとする。

18 その他

本仕様書に明記されていない事項は、別途指示もしくは協議事項とする。また、財務会計システム以外のシステムを取り扱っていない場合は、自社の財務会計システムと連携可能なシステム事業者の情報を市に共有すること。

泉佐野市行政機構図（令和7年4月1日）



